

幼稚園型認定こども園山崎幼稚園の利用定員の設定について

1 概要について

現在、山崎幼稚園は施設型給付を受けない幼稚園として昭和44年2月17日から学校法人山崎学園によって運営されていますが、令和8年4月1日より幼稚園型認定こども園に移行する予定となっております。

幼稚園型認定こども園は認定こども園の類型の一つで、施設型給付の対象となります。

- ・対象年齢は0～5歳児です。
- ・3つの類型があり、認可の根拠法令が異なります。幼稚園は学校教育法、保育所は児童福祉法に基づきます。
 - ①幼保連携型：幼稚園（学校）＋保育所（児童福祉施設）
 - ②幼稚園型：幼稚園（学校）＋保育所機能
 - ③保育所型：幼稚園機能＋保育所（児童福祉施設）

2 施設型給付費に係る確認について

市町村長によって施設型給付費の支給に係る施設（＝特定教育・保育施設）として確認された事業者は、施設型給付費を受けることができます。（子ども・子育て支援法第27条第1項）

この「確認」では利用定員を定め、島本町長が行うこととなっております。（同法第31条第1項）

島本町長が当該規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、島本町子ども・子育て会議その意見を聴かなければならないと定められています。（同法第31条第2項）

そのため、今回委員の皆様にご意見をお伺いするものです。

3 施設型給付費に係る確認について

(1) 施設型給付費の支給

市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長（略）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（略）から当該確認に係る教育・保育（略。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育（略）に要した費用について、施設型給付費を支給します。（子ども・子育て支援法第27条第1項）

(2) 確認に係る利用定員の設定

第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（略）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行います。（子ども・子育て支援法第31条第1項）

(3) 意見の聴取

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければなりません。（子ども・子育て支援法第31条第2項）

■ 幼稚園型認定こども園山崎幼稚園の概要（予定）

設置者	学校法人 山崎学園
施設名	幼稚園型認定こども園 山崎幼稚園
所在地	島本町山崎五丁目3番1号
種類	幼稚園型認定こども園
開始予定日	令和8年4月1日

① 認可定員（予定）

認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定				100	100	100	300
2号認定				20	20	20	60
3号認定	0	8	12				20

② 利用定員（令和8年4月1日時点）

認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定				100	100	100	300
2号認定				20	20	20	60
3号認定	0	8	12				20

③ 令和8年4月1日時点入所児童見込数（令和8年3月23日時点）

認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定				44	45	54	143
2号認定				8	4	7	19
3号認定	0	3	5				8

山崎幼稚園については、令和7年度まで施設型給付を受けない（旧制度の）幼稚園として運営をされてきましたが、定員についてはこれまでも計380人であり、施設全体として定員を増加又は減少させるものではなく、定員の一部を保育の必要性のある児童が利用できる枠として設定されるものです。